

G 学校給食法

学校給食法規定事項の概要は、つぎのとおりである。

学校給食に関連する栄養指導を行う栄養士が、とくに認識しておく必要がある事項は、総則(目的、学校給食の目標、定義、任務など)、学校給食の実施に関する基本的な事項(学校給食栄養管理者、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準など)、学校給食を活用した食に関する指導(栄養教諭ならびに栄養教諭以外の学校給食栄養管理者が行う食に関する指導)などである。

学校給食法

総則……………目的、学校給食の目標、定義、義務教育諸学校設置者の任務、国および地方公共団体の任務など
学校給食の実施に関する基本的な事項…学校給食栄養管理者、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準など
学校給食を活用した食に関する指導…栄養教諭などが行う食に関する指導

1 総 則

a 総 則

(1) 学校給食法の目的(学校給食法第1条)

学校給食法は、学校給食が児童および生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童および生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割をはたすものであることにかんがみ、学校給食および学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実および学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(2) 学校給食法の目標(学校給食法第2条)

学校給食を実施するにあたっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、つぎに掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、および望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性および協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵のうえに成り立つものであることについての理解を深め、生命および自然を尊重する精神ならびに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ わが国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通および消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 定義(学校給食法第3条)

- ・この法律で「学校給食」とは、学校給食法の目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童または生徒に対し実施される給食をいう。
- ・この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部もしくは中学部をいう。

(4) 義務教育諸学校の設置者の任務(学校給食法第4条)

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(5) 国および地方公共団体の任務(学校給食法第5条)

国および地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

2 学校給食の実施に関する基本的な事項

a 実施に関する基本的な事項

(1) 学校給食栄養管理者(学校給食法第7条)

義務教育諸学校または共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法に規定する栄養教諭の免許状を有する者または栄養士法の規定による栄養士の免許を有する者で、学校給食の実施に必要な知識もしくは経験を有するものでなければならない。

(2) 学校給食実施基準(学校給食法第8条)

- ・文部科学大臣は、児童または生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容および学校給食を適切に実施するために必要な事項について、維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- ・学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(3) 学校給食衛生管理基準(学校給食法第9条)

- ・文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設・設備の整備および管理、調理の過程における衛生管理その他学校給食の適切な衛生管理を図るうえで必要な事項について、維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- ・学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。
- ・義務教育諸学校の校長または共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なくその改善のために必要な措置を講じ、または当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校もしくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。